



#### 4. 違反の概要

(1) 事業計画変更認可違反

(道路運送法第15条第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 疾病、疲労等のおそれのある乗務

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 点呼記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

③ 乗務等記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

④ 乗務員台帳作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

⑤ 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑥ 高齢運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑦ 無車検運行

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第58条第1項)

⑧ 運行管理者一般講習受講義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：高山、渡邊

Tel：022-791-7532